

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

別表十一(一) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

債 務 者	住 所 又 は 所 在 地	1							計
	氏 名 又 は 名 称 (外国政府等の別)	2	( ) ( ) ( ) ( )						
個 別 評 価 の 事 由	3	令第96条第1項第 号 該当	令第96条第1項第 号 該当	令第96条第1項第 号 該当	令第96条第1項第 号 該当				
同 上 の 発 生 時 期	4	.	.	.	.				
当 期 繰 入 額	5	円	円	円	円				円
繰 入 限 度 の 計 算	個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額	6							
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7							
	(6)のうち 担保権の実行による取立て等の見込額	8							
	他の者の保証による取立て等の見込額	9							
	その他による取立て等の見込額	10							
	(8) + (9) + (10)	11							
	(6)のうち実質的に債権 とみられない部分の金額	12							
	(6) - (7) - (11) - (12)	13							
	令第96条第1項第1号該当 (13)	14							円
	令第96条第1項第2号該当 (13)	15							
	令第96条第1項第3号該当 (13) × 50 %	16							
令第96条第1項第4号該当 (13) × 50 %	17								
繰 入 限 度 超 過 額 (5) - ((14)、(15)、(16)又は(17))	18								
貸 倒 実 績 率 の 計 算 の 基 礎 と な る 控 除 す る 金 額 の 明 細 等 額 の	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 ( (6) の個別評価金銭債権が売掛債権等 である場合の (5) と ( (14)、(15)、(16) 又は (17) ) のうち少ない金額 )	19							
	貸倒れ額の 前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))	20							
	に よ ら る 控 除 す る 金 額 の 明 細 等 額 の	(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合 の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 (前期の(19))	21						
	(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒 れとなった場合のその貸倒れとなった金額	22							
	(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評 価の対象となった場合のその対象となった金額	23							
(22)又は(23)に金額の記載 がある場合の(21)の金額	24								